

# 知立市立地適正化計画 届出制度の概要

知立市では、人口減少・高齢化社会が進展していく中でも、住み良い環境、暮らしやすいまちを将来にわたって維持・充実していくことを目的として、都市再生特別措置法に基づく「知立市立地適正化計画」を策定・公表しました。都市機能誘導に関する事項までを平成29年3月30日に、居住誘導に関する事項等を追加した計画を平成30年3月1日に公表しています。また、居住誘導区域の変更等について令和6年3月22日に計画を改定しています。

**都市機能誘導区域外において誘導施設の開発・建築等を行う場合や、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅等の開発・建築等を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設の休止又は廃止を行う場合には、市長への届出が必要**になります。

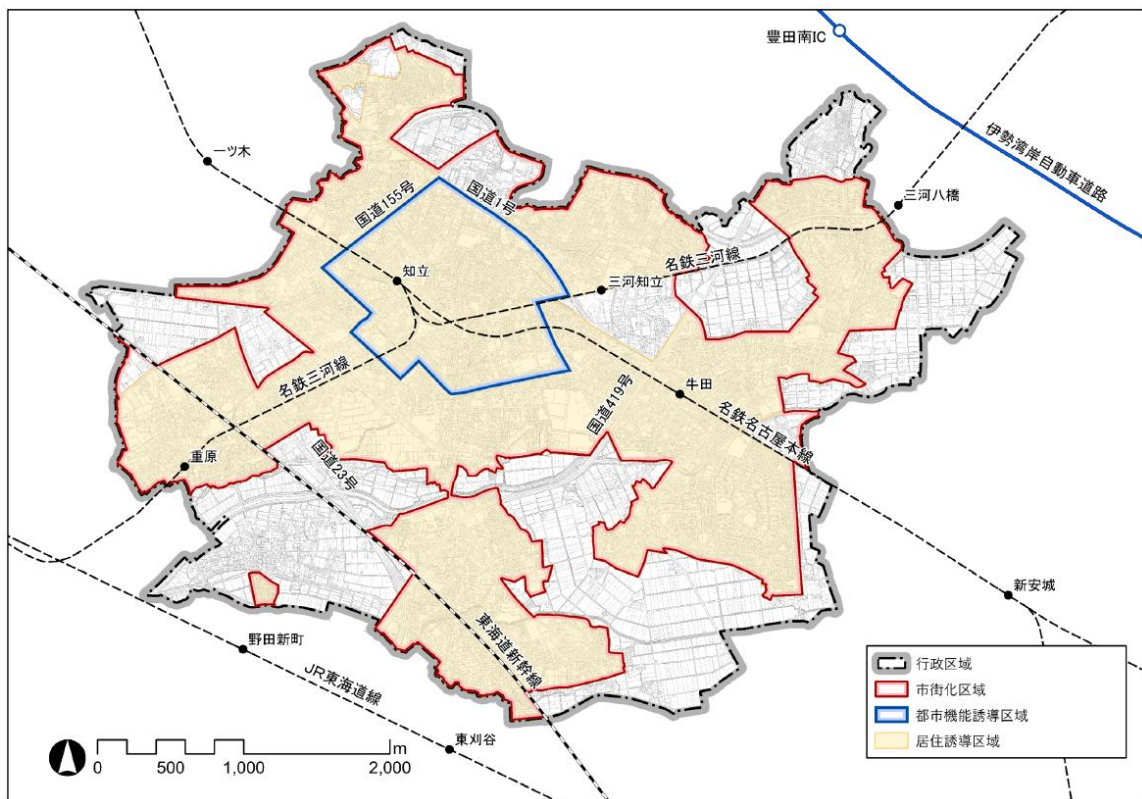
## 立地適正化計画における誘導区域

### 【都市機能誘導区域】

子育て支援・福祉・商業等の各種都市機能の維持・誘導を図る区域

### 【居住誘導区域】

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続されるよう居住を誘導する区域



## 届出制度について

- ①計画で定めた居住誘導区域・都市機能誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅等や都市機能誘導施設の開発・建築等をする際には、着工の30日前までに市への届出が必要です。
- ②計画で定めた都市機能誘導区域内において、都市機能誘導施設を休止または廃止する際には、行為を行う30日前までに市への届出が必要です。

**届出が必要となる行為(都市機能誘導区域外)**

平成29年3月30日より開始

都市機能誘導区域の外で以下の行為を行う場合は、届出が必要となります。

表 誘導施設

**1. 開発行為**

①右表の誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為

**2. 開発行為以外**

①右表の誘導施設を有する建築物の建築

②建築物を改築し、右表の誘導施設を有する建築物とする

③建築物の用途を変更して右表の誘導施設を有する建築物とする

※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいいます。

※軽易な行為など、届出を要しない場合があります。

分類	概要
子育て支援施設	子育て支援センター、保育所、認定こども園等
健康増進施設	高齢者を中心に市民がいつまでも健康を維持し、健やかに生活することに資する高齢者の利用を中心とした健康増進施設
教育施設	大学、専修学校等
文化施設	図書館、市民交流施設等
商業施設	1,000㎡以上の店舗面積を有する商業施設

※詳しくは窓口にてお問い合わせください。

**届出が必要となる行為(都市機能誘導区域内)**

平成30年7月15日より開始

都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止を行う場合は、届出が必要となります。

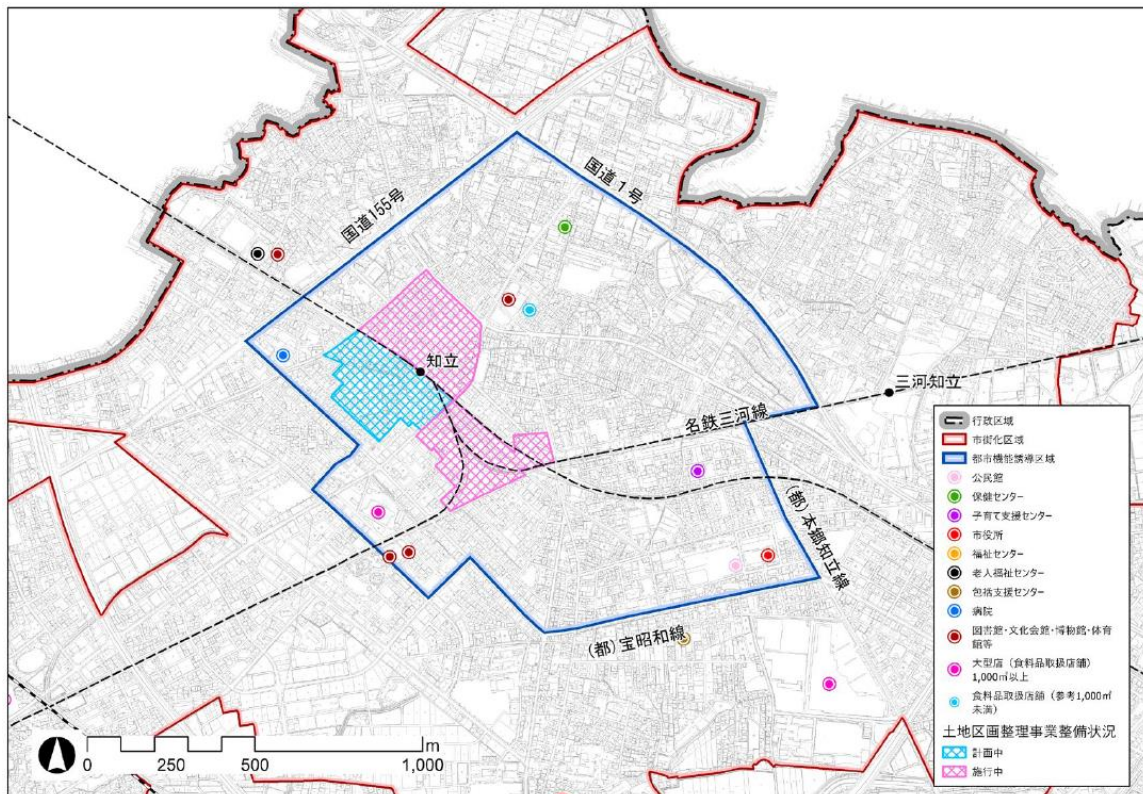




図 都市機能誘導区域(知立駅周辺拡大図)

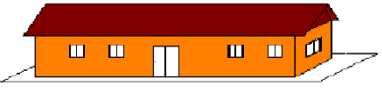

居住誘導区域の外で以下の行為を行う場合は、届出が必要となります。



※令和6年3月22日より居住誘導区域が一部追加されています。

### 1. 開発行為

- ①3戸以上の住宅等の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



①の例示  
3戸の開発行為  



②の例示  
1,300㎡  
1戸の開発行為  

800㎡  
2戸の開発行為  

### 2. 開発行為以外

- ①3戸以上の住宅等を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更し3戸以上の住宅等とする場合

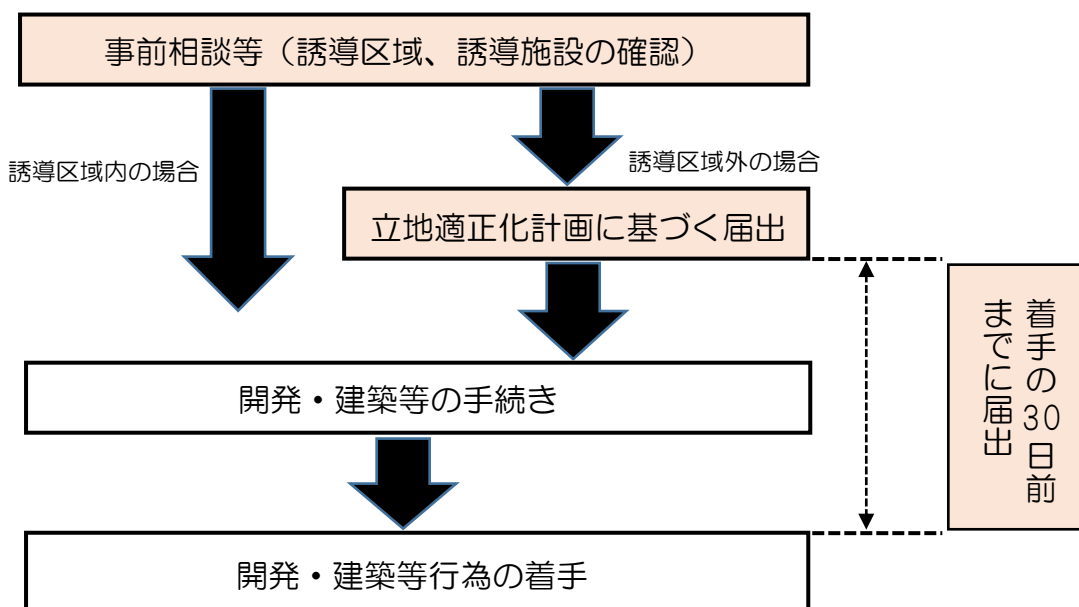
①の例示  
3戸の建築行為  

1戸の建築行為  

※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいいます。

※軽易な行為など、届出を要しない場合があります。

### 手続きの流れ





## 届出の書類

### 【都市機能誘導区域外での誘導施設の整備を行う場合】

	書 類	備 考
①開発行為の場合	届出書 正・副	第1号様式・第1-1号様式
	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図）	縮尺 1/1,000 以上
	設計図（設計平面図、計画平面図）	縮尺 1/100 以上
	その他参考となるべき事項を記載した図面	
②開発行為以外の場合	届出書 正・副	第2号様式・第2-1号様式
	敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）	縮尺 1/100 以上
	建築物の2面以上の立面図、各階平面図	縮尺 1/50 以上
	その他参考となるべき事項を記載した図面	
③上記の届出内容を変更する場合	変更届出書 正・副	第3号様式・第3-1号様式
	当初届出と同じ種類の書類を添付する	

### 【都市機能誘導区域内での誘導施設を休廃止する場合】

	書 類	備 考
	届出書（1部）	第7号様式

### 【居住誘導区域外での一定規模以上の住宅等の整備を行う場合】

	書 類	備 考
①開発行為の場合	届出書 正・副	第4号様式・第4-1号様式
	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図）	縮尺 1/1,000 以上
	設計図（設計平面図、計画平面図）	縮尺 1/100 以上
	その他参考となるべき事項を記載した図面	
②開発行為以外の場合	届出書 正・副	第5号様式・第5-1号様式
	敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図）	縮尺 1/100 以上
	住宅等の2面以上の立面図、各階平面図	縮尺 1/50 以上
	その他参考となるべき事項を記載した図面	
③上記の届出内容を変更する場合	変更届出書 正・副	第6号様式・第6-1号様式
	当初届出と同じ種類の書類を添付する	

## 提出・お問い合わせ先

知立市役所 都市整備部 都市計画課  
472-8666 知立市広見3丁目1番地

TEL/0566-95-0129(直通)  
FAX/0566-83-1141